

協定項目の具体的な調整結果

協定項目	24-1 広報広聴関係事業			
調整方針	○広報紙については、毎月1回発行し、各戸への配布は、当面現行のとおりとする。その他の広報紙は、 <u>合併時まで</u> に調整する。			
項目	現況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
広報紙の発行	<p>●広報紙 【広報あそう（A-press）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：月1回、毎月15日発行 発行部数等：4,500部、A4版2色刷約20ページ 配布方法：各区長へ依頼し、全戸配布。一部郵送。 <p>●その他の広報紙 【町民カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：毎月1日発行 発行部数：5,500部、B4版単色刷2ページ 配布方法：新聞折り込み 	<p>●広報紙 【広報きたうら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：月1回、毎月第4金曜発行 発行部数等：2,670部、A4版2色刷約16ページ 配布方法：各区長（班長）へ依頼し、全戸配布。一部郵送。 <p>●その他の広報紙 【週報きたうら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：毎月第2, 4金曜日発行 発行部数等：2,500部 B4版単色刷（両面刷、約1～2ページ） 配布方法：各区長（班長）へ依頼し、全戸配布。郵送なし。 	<p>●広報紙 【広報玉造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：毎月1回、毎月25日発行 発行部数等：3,900部、A4版2刷（一部カラー）14～20ページ 配布方法：各区長（班長）へ依頼し、全戸配布。一部郵送。 <p>●その他の広報紙 【週報たまつくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：毎月10日、25日発行 発行部数等：600部 A4版単色刷（時期によりページ数は変動） 配布方法：各区長（班長）へ依頼し、各戸回覧。希望者郵送対応。 	<p>【広報紙の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称：「市報 行方」 発行：月1回、1日発行 装丁：A4版、約20ページ 表紙4色、その他2色 配布：従来どおり各区長へ依頼し、全戸配布。 希望者は郵送で対応 <p>●その他の広報紙 「市報 行方」広報紙に新市情報をすべて掲載することを原則とし、その他の広報紙は、新市の状況を考慮し検討する。</p>